



中津市監査委員告示第 20 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年12月20日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] コアシネマ運営委員会</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 山国支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 支出伝票等の作成がされておらず、会計担当者みでの判断で出金が行われているように見受けられ、会計処理のチェック体制が不十分である。 今後は出入金の伝票を作成し、会計担当者以外のもので確認するなど会計事務の見直しを求める。</p> <p>② 規約には総会や会計報告について何も決められていないが、年に1度は総会を開催し、事業の実施報告や会計報告をすることが望ましいと考える。</p> <p>③ 周辺地域振興対策事業補助金は、翌年度以降においても継続して事業を実施することが可能であると認められる事業に対し支出される補助金であるが、令和4年度については補助金の申請が出ていない。今後の活動について示されたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>特に指摘すべき事項はなかった。</p>	<p>① ご指摘の件については今後、出入金の伝票を作成し会計処理のチェックを強化するため、会計担当者以外のもので確認するよう事務見直しを行い、適確な事務処理に努めます。</p> <p>② ご指摘の規約の件につきましては、規約を早急に見直し、総会に関する事項、活動報告に関する事項、会計報告に関する事項を追加いたします。</p> <p>③ 今後の活動についてですが、昨年度までコアシネマ運営委員会が主催していました月一映画をコアやまくにが主催することとなりました。ただし、コアシネマ運営委員会も上映映画の選定や運営に携わっており、補助金申請時の目的達成のための活動を継続して行っております。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津文化協会</p> <p>[補助金等名] 中津文化・芸術推進事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 教育委員会 社会教育課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>実績報告書において、別紙自主事業の内訳では自主事業毎に補助金が割り振られているが、一部の領収書しか添付されていなかった。補助対象事業を一部の公演のみとするならば、収支決算書及び内訳書の訂正をし、かつ公演料以外の使用料等の領収書の提出も必要である。また、内訳通り各自主事業を補助対象とするならば、すべての領収書を提出する必要がある。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 交付申請書添付の予算書及び実績報告書添付の決算書について、補助対象・補助対象外の記載がなかった。今後は、予算書・決算書は補助対象となる経費を明確に記載するよう指導されたい。</p> <p>② 中津文化協会は、中津文化会館の指定管理者であるが、指定管理委託料で自主事業として実施される文化事業推進業務と、補助事業で実施される芸術文化活動が重複しており、明確なすみ分けがしづらい状態である。 今後は、別に補助金交付するのではなく指定管理委託料内で積算し、一本化することが望ましいと考える。</p>	<p>領収書の数が膨大であること、決算整理のために税理士に領収書を提出する必要があること等から、補助対象経費をその一部とし、領収書についても補助対象経費とした部分についてのみ添付していました。 ご指摘を受け、別紙自主事業の内訳書通り、補助対象経費の積算及び領収書の添付について修正処理を行い、再提出致しました。 今後は中津市補助金事務ガイドラインに従い、適切な事務処理に努めて参ります。</p> <p>① ご指摘のとおりです。今後は、予算書・決算書について補助対象・補助対象外を明確に記載し、適切な事務処理に努めて参ります。</p> <p>② ご指摘のとおりです。中津文化協会に対する文化・芸術推進事業補助金と指定管理委託料の一本化については、財政課及び行政経営改革・デジタル推進課等の関係部署を含めて今後検討を重ね、適切な管理・運営に努めて参ります。</p>	